

伊達な広域観光圏整備計画

『ゆっくり滞在、伊達な^{と き}時間を過ごす旅』

平成 20 年 8 月

伊達な広域観光推進協議会

仙台市・気仙沼市・登米市・大崎市・松島町
利府町・南三陸町・一関市・奥州市・平泉町

第1章 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針	1
1. 背景・目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2. 観光旅客の来訪及び滞在の現状	2
(1) 本圏域の観光の現状	2
(2) 観光客入込数の推移	3
(3) 宿泊客数の推移	6
3. 観光圏内の主な観光資源	9
(1) 主な観光資源	9
(2) 体験メニュー	9
(3) 観光案内所	9
4. 観光旅客の来訪および滞在における課題と課題解決の方向性	11
(1) 観光旅客の来訪および滞在における課題	11
(2) 課題解決の方向性	12
5. 地域としてのブランド戦略等の基本方針	15
(1) テーマ・基本方針	15
(2) 誘客ターゲット	16
第2章 観光圏の区域と滞在促進地区の区域	17
1. 観光圏の区域	17
2. 滞在促進地区の区域	19
第3章 観光圏整備計画の目標	23
1. 観光圏としてのブランド構築へ向けて	23
2. 数値目標	23
(1) 観光客入込数について	23
(2) 宿泊者数について	23
3. 継続的・自立的な活動体制を確立するために	24
第4章 観光圏整備事業に関すること	25
1. 事業推進団体の役割	25
2. 事業推進団体の連携イメージ	27
3. 観光圏整備事業及び実施主体	28
(1) 事業の概要	28
(2) 事業及び実施主体	28
第5章 計画期間等	33
1. 計画期間	33
2. 計画内容の見直しの手順	33

第6章 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項	34
1. 既存計画との連携について	34
2. 圏域内での移動の円滑化が見込める計画等	34
(1) 仙台北部道路【国土交通省】	34
(2) 登米志津川道路【国土交通省】	34
(3) 桃生登米道路【国土交通省】	35
(4) 本吉気仙沼道路【国土交通省】	35
3. 観光資源の魅力向上が見込める計画等	35
(1) 名取川直轄総合水系環境整備事業（広瀬川）【国土交通省】	35
(2) 子ども農山漁村交流プロジェクト【農林水産省、文部科学省、総務省】	35
(3) 「松島」を再発見する観光計画【宮城県】	36
第7章 協議会に関する資料等	37
第8章 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映内容	42
1. 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置	42
2. 措置手順	42
3. 応募意見と計画への反映状況	42

第1章 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

1. 背景・目的

(1) 背景

近年、情報化・国際化の急速な進行により各分野での国際競争が激化する一方で、国内においては少子・高齢化や若年層の都市への流出、人口減少が進行しており、市町村を取り巻く社会情勢は急速に厳しさを増している。特に、農林水産業を基幹産業とする地方の市町村では、輸入自由化、燃料費の高騰による所得の減少、就業者の高齢化や後継者不足等、深刻な問題を抱えている。また、最近の原油高騰等に起因する諸物価の値上がりは、個人消費に影響を及ぼし観光需要を減退させる等、地域全体の活力低下が懸念されている。

こうした状況を打開するため、広範な産業への経済波及効果、雇用の場の創出、交流人口の増大等、観光の特性に着目し、地域活性化の切り札として観光振興に取り組む自治体が増え、「観光」に対する期待は非常に大きくなっている。

一方、国においても、「観光」を国づくりの重要な政策の柱として位置づけ、魅力ある観光地づくりと国際・国内観光の振興を推進し、観光立国を実現するため、2005年より、外国人観光客を2010年までに倍増させることを目標とした「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開しており、成果を上げている。

これに加え、国内外双方からの観光旅客の来訪・滞在を促進することを目的として、平成19年1月に「観光立国推進基本法」を施行、また6月には「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。さらに平成20年7月には観光立国の実現に向けて、観光客の来訪、滞在を促進するため地域が一体となって魅力ある観光地を形成するため「観光圏の整備による観光旅行の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）を施行し、10月には「観光庁」の設置が予定されている。

(2) 目的

本計画は、ゲートウェイ機能をはじめ都市機能が集積する仙台市を基点として、日本三景で名高い松島町・利府町、国内有数の温泉地である鳴子温泉郷と豊かな農業を背景とする大崎市・登米市、三陸の海の幸や体験メニューが豊富な気仙沼市・南三陸町、そして世界文化遺産登録を目指す「平泉の文化遺産」を擁する平泉町・一関市・奥州市の6市4町からなる地域が、県境を越えて連携し観光圏を形成するものである。

これら地域では、豊かな観光資源を活かし創意工夫により、個々に観光振興に取り組んできたが、今後は競争と強調のバランスを重視し、互いの地域の理解を深め、強みを活かしながら、観光圏全体としての魅力向上、国際競争力強化、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在促進を目指すとともに、東北全体の観光振興に資することを目的とする。

2. 観光旅客の来訪及び滞在の現状

(1) 本圏域の観光の現状

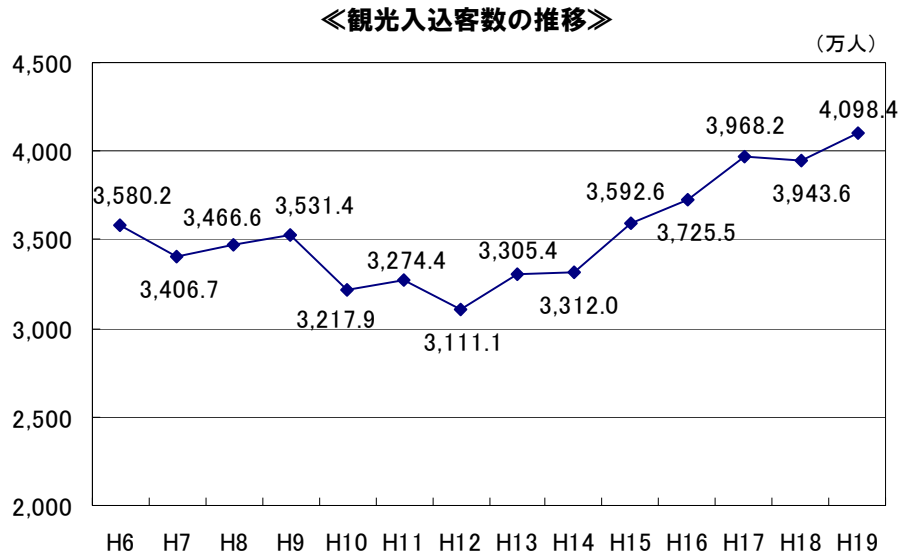
宮城県と岩手県の両県にまたがる本圏域は、東北地方の太平洋側のほぼ中央に位置する。西部は奥羽山脈が南北に連なり、東部は太平洋に面し、中央の平野部は、東北を代表する穀倉地帯となっている。気候は比較的温暖であるが、西部の山間地では降雪量が多い。

観光面では、西部の山地では、登山やトレッキング、スキー等の山岳型の観光が展開され、また奥羽山系の山麓沿いには、秋保温泉、作並温泉、鳴子温泉郷、一関温泉郷が点在する。特に鳴子温泉郷は、古くから東北を代表する湯治場として親しまれ、近年は温泉街や医療機関、農業等と連携した魅力的な独自の取り組みを進めている。一方、東部の太平洋岸では、日本三景の松島をはじめ、三陸のリアス式海岸等の風光明媚な景勝地や豊かな海洋・海産資源を活かした観光が展開されている。

更に、世界遺産暫定リストに登録されている「平泉の文化遺産」や、国宝である松島の瑞巖寺・仙台の大崎八幡宮の周辺等では歴史観光、大崎市・登米市・一関市・奥州市では農業を体験するグリーンツーリズム、気仙沼市・南三陸町では漁業体験や海の環境を学ぶブルーツーリズム、大崎市・登米市では伊豆沼・内沼、蕪栗沼（ラムサール条約登録湿地）の野鳥や自然鑑賞をテーマとしたエコツーリズム、政令指定都市の仙台市では都市観光や産業観光等、恵まれた地域資源を活かした多様な観光が展開されている。

(2) 観光客入込数の推移

観光圏域全体の観光客入込数は、平成不況と呼ばれる長引く景気の低迷の影響を受け、平成12年まで微減傾向が続き3,111万人となった。しかしその後は増加に転じ、平成19年には4,098万人まで増加したが、平成20年6月14日に発生したマグニチュード7.2、最大震度6強を観測した「岩手・宮城内陸地震」及び7月24日に発生したマグニチュード6.8、最大震度6強を観測した「岩手県沿岸北部を震源とする地震」の2つの大きな地震や、燃料費高騰に伴うレジャー自粛傾向により落ち込みが心配されている。



資料：宮城県観光統計概要、岩手県観光統計概要

	圏域計	宮城県							岩手県		
		仙台市	気仙沼市	登米市	大崎市	松島町	利府町	南三陸町	一関市	奥州市	平泉町
H6	3,580.2	1,424.6	204.7	118.9	435.4	493.3	23.7	99.1	220.4	315.2	245.0
H7	3,406.7	1,352.6	181.8	130.8	435.2	456.7	30.2	94.9	210.7	308.9	205.1
H8	3,466.6	1,458.2	188.2	135.1	392.4	435.2	26.5	90.4	220.1	326.5	194.0
H9	3,531.4	1,516.2	218.5	134.5	385.4	429.0	27.0	87.2	209.5	330.6	193.6
H10	3,217.9	1,330.8	212.4	134.2	350.6	370.8	23.5	101.7	192.6	336.9	164.4
H11	3,274.4	1,382.1	231.4	139.0	327.3	366.5	29.9	91.4	204.2	346.6	156.0
H12	3,111.1	1,222.9	224.1	150.8	318.1	366.1	43.3	91.8	199.1	324.9	170.0
H13	3,305.4	1,351.5	219.1	162.6	332.4	370.3	86.5	83.1	197.2	339.5	163.1
H14	3,312.0	1,412.5	225.5	138.1	321.9	373.7	101.7	83.2	199.9	293.1	162.5
H15	3,592.6	1,416.1	205.5	171.6	589.5	369.8	105.7	74.4	211.5	283.5	165.0
H16	3,725.5	1,448.6	222.0	186.5	646.8	366.0	106.5	82.2	209.4	290.3	167.1
H17	3,968.2	1,581.3	201.6	220.8	673.8	341.9	117.6	101.0	229.9	279.5	220.9
H18	3,943.6	1,528.5	196.4	219.1	739.8	371.1	122.2	98.0	196.5	284.2	187.7
H19	4,098.4	1,574.5	194.5	212.5	797.8	368.5	165.7	99.9	198.9	281.0	205.1

資料：宮城県観光統計概要、岩手県観光統計概要

増加要因としては、プロスポーツ施設、道の駅、物産直売所、日帰り温泉施設等が相次いでオープンし、それらが新たに調査地点として追加され、観光客入込数に加えられたことや、NHKの大河ドラマ「義経」（平成17年）、朝の連続ドラマ「天花」（平成16年）が放映されたことが考えられる。

観光客入込数の推移を圏域内の各市町別にみても

仙台市：近年は微増傾向であったが、平成 17 年は入込数が大きく増加している。これは集客力の大きな「フルキャストスタジアム宮城（現クリネックススタジアム宮城）」や「仙台スタジアム（現ユアテックススタジアム仙台）」のプロスポーツ施設が、新たに調査地点として追加されたことが要因である。

気仙沼市：年毎の観光客入込数が、増減を繰り返し安定していない。この要因は、トップシーズンの夏の天候に影響されやすい海水浴場や三陸海岸の自然景観等が、主要な観光資源であるためであり、猛暑や好天の年と冷夏の年では大きく異なっている。（平成 17 年までの数値は、合併前の気仙沼市、唐桑町の観光客入込数を合算）

登米市：順調に観光客入込数が伸びており、平成 19 年では、平成 6 年と比較し、約 100 万人が増加している。（平成 16 年までの数値は、合併前の迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町の観光客入込数を合算）

大崎市：平成 14 年の 321.9 万人まで、減少傾向が続いていたが、平成 15 年には 589.5 万人と、一気に 268 万人が増えている。これは東北で一番賑わう道の駅といわれる「あ・ら・伊達な道の駅」や道の駅「やまなみ」が、新たに調査地点に加わったためである。（平成 17 年までの数値は、合併前の古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町の観光客入込数を合算）

松島町：NHK の大河ドラマ「独眼竜政宗」が放映された昭和 62 年の 546.4 万人をピークに、減少傾向が続き、平成 10 年には 370.8 万人まで落ち込んだが、その後は、ほぼ横ばい状態となっている。

利府町：観光客入込数は、毎年 20～30 万人前後で推移してきたが、平成 13 年にグランディ・21（宮城県総合運動公園）をメイン会場として「新世紀・みやぎ国体」が、翌 14 年には FIFA ワールドカップが開催されたことで、入込数が飛躍的に伸び、平成 19 年は 165.7 万人となっている。

南三陸町：宮城県北部連続地震の影響で、平成 15 年は減少したが、その後回復し、毎年 100 万人前後で推移している。（平成 16 年までの数値は、合併前の志津川町、歌津町の観光客入込数を合算）

一関市：平成 10 年まで微減傾向が続き 192.6 万人となったが、その後横ばいが続き、平成 13 年からは逆に増加に転じ、平成 17 年は NHK の大河ドラマ「義経」の放映効果によって、229.9 万人まで増加したが、平成 18 年は反動で 196.5 万人まで戻っている。（平成 16 年までの数値は、合併前の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の観光客入込数を合算）

奥州市：微増傾向が続き、平成11年は346.6万人であったが、平成14年には大きく減少した。要因としては、桜の開花が大幅に早まったことや、7・8月の台風および荒天等が考えられるが、その年以降も回復傾向がみられず、ここ5年間は、280～290万人前後で横ばいとなっている。

（平成17年までの数値は、合併前の水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の観光客入込数を合算）

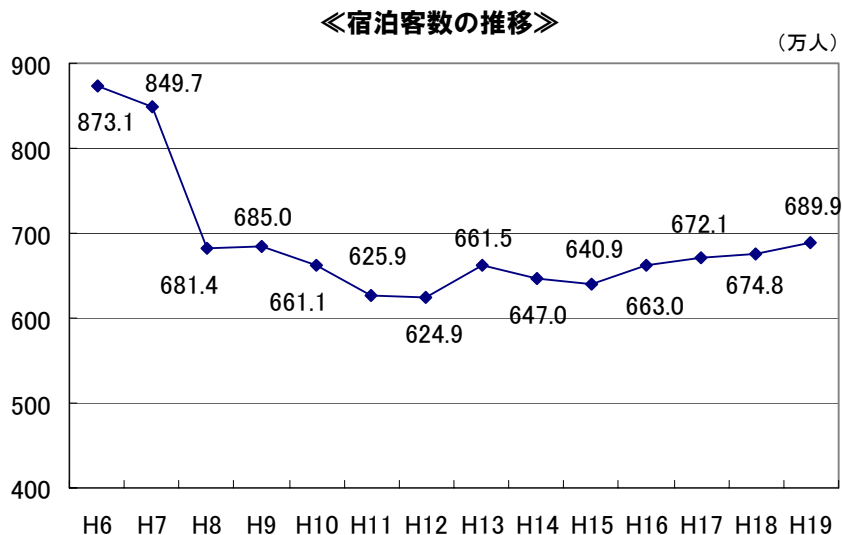
平泉町：平成5年には、NHKの大河ドラマ「炎立つ」が放映されたことにより255.3万人まで増加したが、平成11年には156.0万人にまで減少した。その後横ばい傾向が続いたが、平成17年には再び大河ドラマで「義経」が放映され、しばらくぶりに200万人の大台を突破した。翌平成18年は187.7万人に戻ったが、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に向けた動きが、様々な雑誌等に取り上げられたことがPR効果になり、平成19年は205.1万人まで増加している。

(3) 宿泊客数の推移

長引く景気の低迷、家族・小グループ化への移行による団体・法人の旅行需要の減少、「安・近・短」型へのシフト、観光ニーズの多様化による旧来型観光地からの客離れ等の影響を受け、気仙沼市や松島町は減少しているが、観光圏域全体の宿泊客数は、平成8年以降はほぼ横ばい状態となっている。

なお平成7年から8年にかけて宿泊客数が大きく減少しているが、これは、宿泊客数の大半を占める仙台市において、より実態に近い数を求めるように集計方法を変更したことが大きな要因であり、平成7年以前とそれ以降の数値を単純に比較することはできない。

近年においては、NHK大河ドラマ「義経」の放映効果や平成19年秋の仙台・宮城DCブレキャンペーン等によって微増傾向にあり、平成19年実績は689.9万人となった。しかし前掲したように、平成20年は岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部の2つの大きな地震に立て続けに見舞われ、これに伴う風評被害も含めて大幅な落ち込みが懸念される。



資料：宮城県観光統計概要、岩手県観光統計概要

(万人)

	圏域計	宮城県							岩手県		
		仙台市	気仙沼市	登米市	大崎市	松島町	利府町	南三陸町	一関市	奥州市	平泉町
H6	873.1	551.8	41.8	1.9	105.2	102.0	0.0	30.4	15.0	13.0	12.0
H7	849.7	528.3	38.8	1.4	107.3	106.3	0.0	31.4	14.5	12.5	9.2
H8	681.4	377.0	39.0	1.6	99.1	100.4	0.0	26.4	13.0	15.6	9.4
H9	685.0	383.7	35.7	1.9	95.5	102.6	0.0	27.0	14.7	17.3	6.6
H10	661.1	366.8	33.0	1.8	91.1	94.2	0.0	42.7	13.3	14.5	3.7
H11	625.9	348.6	28.7	2.1	86.7	90.5	0.0	32.5	16.9	15.3	4.6
H12	624.9	351.9	29.4	1.7	83.9	93.1	0.0	30.3	16.8	13.4	4.5
H13	661.5	381.6	26.8	4.7	95.8	88.6	1.9	29.1	15.7	12.2	5.1
H14	647.0	385.6	25.5	2.2	91.0	82.6	2.3	26.7	14.8	11.9	4.5
H15	640.9	390.9	21.9	3.6	86.1	79.2	2.3	26.3	14.8	11.8	4.0
H16	663.0	406.9	22.9	3.3	95.4	78.6	0.9	26.4	14.4	10.7	3.7
H17	672.1	421.2	22.9	4.0	97.1	67.8	0.9	27.1	15.1	12.4	3.7
H18	674.8	430.2	21.6	3.9	94.8	67.6	1.3	26.9	13.9	11.7	3.0
H19	689.9	444.2	21.8	3.6	98.0	67.4	1.1	26.7	13.6	10.3	3.0

資料：宮城県観光統計概要、岩手県観光統計概要

宿泊客数の推移を圏域内の各市町別にみていると

仙台市：年毎の推移をみると、平成8年以降は、380万人前後で横ばい状態が7～8年続き、近年は微増傾向となっている。個別にみると、中心地はホテルの新規開業により増加する一方、秋保温泉や作並温泉は減少している。

気仙沼市：観光客入込数は、年毎に増減が見られるものの、全体的には、概ね横ばいで推移しているのに対し、宿泊客数は平成4年をピークに、漸減する傾向にある。これは、民宿事業者の高齢化および担い手不足による民宿数の減少が、主要な要因であると考えられる。

（平成17年までの数値は、合併前の気仙沼市、唐桑町の宿泊客数を合算）

登米市：迫町、登米町周辺に少しずつの宿泊施設が立地しているものの、町全体の宿泊の収容能力は小さく、宿泊については、ほとんどを周辺市町に委ねている状況で、近年は3～4万人前後で推移している。

（平成16年までの数値は、合併前の迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町の宿泊客数を合算）

大崎市：平成12年の83.9万人まで、減少傾向が続いていたが、湯巡りと商店街と連携した「街を歩けば下駄も鳴子」旅行キャンペーンや、温泉と病院が連携した「温泉療養プラン」、温泉と農業が連携した「田んぼ湯治」等の取り組みによって、宿泊客数が98万人前後まで、徐々に回復しつつある。

（平成17年までの数値は、合併前の古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町の宿泊客数を合算）

松島町：平成10年には、宿泊客数が100万人の大台を割り、平成19年の67.4万人まで減少傾向が続いている。要因としては、名所・旧跡型観光の衰退、団体型から小グループ型への旅行形態の移行、宿泊施設の廃業による全体の宿泊収容能力の縮小、温泉ブームによる周辺の温泉地への客離れ等が考えられるが、今年に入り念願の温泉が2カ所掘削され、減少に歯止めがかかるものと期待されている。

利府町：日本三景「松島」の一部を形成しているものの、むしろ仙台市のベッドタウンとしての注目を集めている地域であり、宿泊施設があまり立地しておらず、概ね毎年1～2万人前後で推移している。

南三陸町：観光地としては発展途上の町であるが、数軒の民宿、大型の温泉旅館、体験民泊施設が立地しており、町の規模に比較して宿泊の収容能力が非常に大きく、近年の宿泊客数は26～27万人で推移している。

（平成16年までの数値は、合併前の志津川町、歌津町の宿泊客数を合算）

一関市：旧一関市街地のビジネスホテルの他、市内には一関温泉郷（市内に点在する温泉の総称）が立地し、近年は14～15万人で推移している。

（平成16年までの数値は、合併前の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の宿泊客数を合算）

奥州市：水沢区や江刺区、胆沢区にそれぞれ宿泊施設が立地し、宿泊客は11～12万人程度で推移している。

（平成17年までの数値は、合併前の水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の宿泊客数を合算）

平泉町：中規模な旅館と小型の旅館が数軒立地しているのみであるため、宿泊の収容能力は小さい。平成17年のNHK大河ドラマ「義経」放映効果による宿泊客の増加が期待されたが、平成13年以降微減傾向が続いている。

3. 観光圏内の主な観光資源

(1) 主な観光資源

対象市町の主な観光資源を、自然資源系、社会資源系に分け、類型化して一覧表に整理すると別冊資料編の「資料1：観光圏内の主な観光資源」のようになる。

(2) 体験メニュー

圏域内の各市町では、様々な体験メニューが実施されており、一覧表に整理すると別冊資料編の「資料2：観光圏内の主な体験メニュー」のようになる。

(3) 観光案内所

本圏域のピジットジャパン案内所（旧「i」案内所：外国人観光客に対応可能な案内所。以下『「V」案内所』という。）では、英会話対応がなされ、複数言語のパンフレット等の案内資料が常備されている。また、それ以外の案内所等は、次の通りである。

県	市町	名称	所在地	職員 対応 言語	パンフ等対応言語	電話番号
「V」案内所						
宮城県	仙台市	仙台市総合観光案内所	〒980-0021 仙台市青葉区中央 1-1-1 JR 仙台駅 2階	英	日・英・中（簡体字・繁体字）・韓	022-222-4069
		仙台国際センター交流コーナー	〒980-0856 仙台市青葉区青葉山 仙台国際センター 1階	英	日・英・中（簡体字・繁体字）・韓・露	022-265-2471
	大崎市	鳴子観光・旅館案内センター	〒989-6823 大崎市鳴子温泉字湯元 2-1 JR 鳴子温泉駅構内	英	日・英・中（簡体字） 韓	0229-83-3441
		旅館 弁天閣	〒989-6821 大崎市鳴子温泉字車湯 87	英 中	日・英・中（簡体字） 韓	0229-83-2461
	松島町	松島海岸駅前案内所	〒981-0213 宮城郡松島町松島字浪打浜 7-1	英	日・英・仏・独・伊・露・スペイン・ポルトガル・中（繁体字）・韓・台湾・タイ	022-354-2263
岩手県	一関市	一関観光協会案内所	〒021-0867 一関市駅前 67 JR 一関駅構内	英	日、英、中、韓	0191-23-2350
	平泉町	平泉町観光案内所	〒029-4102 西磐井郡平泉町平泉字泉屋 61-7	英	日・英・中（繁体字・簡体字） ・韓	0191-46-2110
「V」案内所以外の案内所（案内所がない市町は問合せ先）						
宮城県	仙台市	秋保温泉郷観光案内所	〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字寺田原 40-7 秋保温泉・里センター内	—	日・英・中（簡体字・繁体字）・韓	022-398-2323

	仙台市宮城地区観光案内所	〒989-3431 仙台市青葉区作並字相ノ沢 27 作並駅構内	—	日・英・中(簡体字・ 繁体字)・韓	022- 395-2052	
気仙沼市	気仙沼観光コンベンション協会	〒988-0018 気仙沼市南町海岸 1-15	—	日・英・中(簡体字・ 繁体字)・韓	0226- 22-4560	
	気仙沼駅前観光案内所	〒988-0077 気仙沼市古町 1-5-23	—	日・英・中(簡体字・ 繁体字)・韓	0226- 22-4669	
登米市	登米市観光物産協会	〒987-0792 登米市登米町寺池目子待井 381-1	—	日	0220- 52-4648	
大崎市	古川駅総合観光案内所	〒989-6162 大崎市古川駅前大通一丁目 7-35 古川駅2階	—	日・英・中(簡体字) 韓	0229- 24-0062	
松島町	(社)松島観光協会	〒981-0213 宮城郡松島町松島字町内 98-1 県営松島海岸レストハウス内	—	日・英・仏・独・伊・ 露・スペイン・ポルト ガル・中(繁体字)・ 韓・台湾・タイ	022- 354-2618	
利府町	利府町地域整備課	〒981-0112 利府町利府字新並松 4	—	なし	022- 767-2120	
南三陸町	南三陸時間旅行サポートセンター	〒986-0792 南三陸町志津川字塩入 77 番	—	日	0226- 47-2550	
岩手県	一関市	一関観光案内所	〒021-0867 一関市駅前1 JR 一関駅西口	—	日、英、中、韓(簡 体字・繁体字)	0191- 23-2350
	奥州市	奥州市観光案内所	〒023-0104 奥州市水沢区羽田町駅前 1-185 水沢江刺駅内	—	日・英	0197- 23-7176
		水沢観光案内所	〒023-0828 奥州市水沢区東大通り 1-1	—	日・英	0197- 24-4452
		みずさわ観光物産センター	〒023-0816 奥州市水沢区西町 1-1	—	日・英	0197- 22-7800
		江刺観光物産センター	〒023-1112 奥州市江刺区南大通り 7-40	—	日・英	0197- 31-1611
	胆沢まるごと案内所	〒023-0403 奥州市胆沢区若柳字上土橋 139	—	日・英	0197- 46-0360	

4. 観光旅客の来訪および滞在における課題と課題解決の方向性

(1) 観光旅客の来訪および滞在における課題

本観光圏の観光旅客の来訪および滞在力を高めるための主な課題は、以下の通りである。

【観光ニーズ・評価】

- ・観光旅客が期待するニーズや評価については、観光に関するアンケート調査等によって把握できている市町があるものの、調査対象エリアが狭かったり、また調査自体が行われていない市町もあり、本観光圏域全体に期待する観光旅客のニーズや満足度等が十分把握できず、圏域全体としても課題が明確に把握できていない。

【宿泊施設】

- ・近年、特定の旅館組合や温泉組合等で、宿泊施設が連携した取り組みが少しずつ見られるようになってきたものの、まだまだ十分とはいえない。
- ・また、宿泊の魅力向上のための、地域全体を巻き込んだ他業種と一体になった魅力的な取り組みが少ない。

【移動交通】

- ・目的地までのアクセス環境が、十分に整備されておらず、また電車の乗り継ぎや、電車と2次交通の乗り継ぎ問題等、観光旅客が移動するために、利便性が悪い地域が少なくない。

【観光コンテンツ】

- ・合併して間もない市町等では、体験プログラムが地域毎・団体毎に行われていても連携が不十分であることがあり、教育旅行や修学旅行等の予約が一杯でその団体で対応できない場合に、同じような体験プログラムが他の団体で行われていても断っているような状況にあり、広域的なコーディネーター機能が課題となっている。
- ・独自性のある魅力的な資源や素材があるものの、地域内での評価が低かったり、あるいは従来の通過型観光ではあまり注目されてこなかったために、その価値に気付かなかったり、資源を十分に活用しきれていない。
- ・立ち寄りや日帰り、イベント開催時だけの観光客が多く、滞在時間が短いために、リピーターやファンづくり、地域の経済効果になかなか繋がらず、通過型から長期滞在型へ向けた受け入れ体制や滞在プログラムも不足している。

【人材育成・ホスピタリティ】

- ・行政や観光協会を始め、観光に関連し活動している団体等も多いが、同じ市町内であっても、相互理解や横の連携が不足している。
- ・圏域住民の観光に対する理解度が低いことから、観光旅客に対するホスピタリティ意識や対応が、まだまだ十分とはいえない。

【情報発信】

- ・ガイドブックやパンフレットは、いろいろな種類のものが作成されているものの、利用目的が意識されていないため曖昧なものも少なくない。
- ・それぞれの観光案内所において、連携しようとする市町の観光資源に対する知識が十分ではなく、また情報提供ツールも整備あるいは設置されていなかったり、詳しい情報提供も十分提供できていない。
- ・各市町および各観光協会で、ホームページによる情報発信が行われているものの、連携がとれた広域的な情報発信が行われておらず、また、県境や市町村境を意識せずに動いている観光旅客の行動実態と合わず、観光旅客サイドの視点が不足している。

【誘客促進】

- ・本圏域の観光客入込数・宿泊者数は、東北、関東からの観光客が大部分を占めており、特に東北圏内からの集客に偏りがちな傾向がある。全国（特に関西以西の地域）からの集客をどのように戦略的に行っていくべきかが課題となっている。
- ・外国人観光客数は増加傾向にあるものの、松島が僅かに認知されている程度で、その他の圏域内の観光地は知名度がほとんどない。

（２）課題解決の方向性

前項で整理した課題解決のための基本的な方向性は、次の通りである。

【観光圏に対する観光ニーズ・評価の把握】

調査は実施していないが、観光客のニーズや観光旅客の評価については、大方の予想がついていると判断している市町でも、実際に調査してみたら、地域の「お薦めのもの」と、観光旅客が「求めるもの」が、違っていたというようなケースは珍しくない。

市町の財政が厳しさを増す中で、観光振興に向け、本圏域としての一体性を高め、また国内外に対して存在感をアピールしていくためには、より効果が期待できる対応策を講じる必要がある。そのためには、まずは、本観光圏に対する「期待」と「満足度」のギャップ、「求めるもの」と「お薦め」のズレ、交通や情報発信などに対する課題や評価を、アンケート調査等によって把握する必要がある。

【宿泊地の魅力向上】

裾野が広く経済効果が期待される観光振興の中でも、とりわけ滞在促進による経済効果は大きい。また、宿泊地の魅力度が、その地域全体の満足度に大きく影響する。

したがって、個々のホテルや旅館などの宿泊施設のサービス向上もさることながら、地域の農家や漁業事業者等と連携した地産地消型メニューの開発や、飲食組合と連携した泊食分離事業等、地域と宿泊施設が一体となった取り組みを行いながら、宿泊地全体としての魅力向上を図っていく必要がある。

【観光コンテンツの充実】

既存観光資源の魅力のブラッシュアップ、新たな観光資源となりうる素材の掘り起こし、まち巡りを誘発するような資源の創出、グリーンツーリズムやヘルスツーリズム等のニューツーリズムの推進等、観光客のニーズを捉えた新たな魅力づくりを進めていく。特に、2泊3日以上滞る滞在促進の視点から、小中高生・団塊世代・個人・小グループ客・外国人観光客の獲得を目指し、それらの客層に向けた取り組みを展開していく必要がある。

また、それぞれの市町では、団体毎に様々な体験プログラムが提供されているが、観光圏としてこれまで以上に滞在促進を図るためには、より魅力的で満足してもらえるように、現行体験プログラムの充実を図るとともに、それぞれの地域特性を活かしたオンリーワン型の新たな体験プログラムを開発する等、個人客に魅力的な取り組みや連泊客も楽しめる飽きさせない滞在プログラムの創出を図り、更に満足度を高めつつ、リピーターやファンづくりに繋げていく必要がある。

同時に、地域間や団体間での連携を図り、相互に協力し、紹介しあえるようなネットワークを構築していくことが求められる。

【交通・移動の利便性向上】

本観光圏の利便性を高め、また圏域内の観光資源の持つ魅力を最大限に引き出すため、公共交通機関の利便性向上や、観光旅客にとって使い勝手の良い二次交通の充実を図っていく必要がある。

また、個人・小グループ客の増加や車を利用する観光旅客が多い現状を踏まえ、観光旅客にとって分かりやすい案内看板や誘導標識の整備、地域を一体的に結ぶ幹線道路網の整備等、観光地としての共通ストックの充実を図っていく必要がある。

【観光案内および観光情報の提供】

国内外からの誘客を促進するためには、観光圏の魅力を十分伝えることができるよう、利用目的に応じた効果的な情報提供・発信を行う必要がある。そのためには、行政や観光協会の連携体制を構築しながら、基本ツールとなる観光圏全体のガイドブックやマップ、ホームページ等の整備を図るとともに、案内所で相互案内ができるよう、それぞれの観光案内所の案内機能の強化を図る必要がある。

また、世界遺産候補の平泉や国際観光地の松島、大規模コンベンションの受け皿となる仙台を抱え、本圏域としても外国人観光客の獲得が大きな課題であることから、案内・情報提供機能をはじめとする、外国人観光客の受け入れ環境の整備・充実を図り、安心して訪れることができる観光圏づくりを推進していく必要がある。

【人材育成・ホスピタリティ意識の向上】

本観光圏内の滞在促進を図るためには、飽きさせない滞在プログラムもさることながら、

コンシェルジェやプログラムを支えるインストラクター等の存在が不可欠である。

しかし、滞在促進に資する案内や質の高い体験プログラムを提供しているか、といえは十分な状況とはいえず、圏域全体で、コンシェルジェやプログラムを支えるインストラクターを養成すると共に、研修等によってレベルアップを図っていく必要がある。

また、旅先の印象は、旅館や観光施設だけで決まるものではなく、むしろ、直接その土地で接した人の対応に大きく左右される。圏域の住民が、観光客に接する際にホスピタリティを発揮できるよう、観光への理解を深めることができるような機会を提供する等、意識の高揚を図る必要がある。

【誘客促進】

誘客促進のために、それぞれの市町が国内外でキャンペーンやプロモーション活動を行っているが、今後は、伊達な観光圏ブランド（ストーリー性のある地域イメージ）を顕在化させ、圏域内の連携を強めながら、更なる集客に努めていく必要がある。

また外国人観光旅客については、購読者数の多い現地旅行雑誌への掲載や旅行博出展等、国や県、東北観光推進機構と連携しながら、知名度向上と誘客促進を図る必要がある。また、今のところ東北地方への観光客入込数はさほど大きくはないものの、経済成長の著しい中国市場の開拓も推進する必要がある。

5. 地域としてのブランド戦略等の基本方針

(1) テーマ・基本方針

本圏域は、宮城県の4市3町（仙台市・気仙沼市・登米市・大崎市・松島町・利府町・南三陸町）及び県境を接する岩手県南部の2市1町（一関市・奥州市・平泉町）からなる地域である。

当地域は、藩政時代には旧仙台藩として伊達家が統治した一体の地域であり、伝統を重んじつつも新しいニーズに挑み続ける進取の気性、華やかさ（粋）とつつましさを兼ね備えた美意識や思考性等が、“伊達文化”として体現されている。現在では、街並み等は時代の変遷とともに変化しているが、国宝である大崎八幡宮や瑞巖寺等の桃山文化との融合を今に伝える文化遺産、ずんだ餅をはじめとする餅料理や米の代用食として飢えを凌いだ「はっと」（小麦を粉にして練った料理）等の食文化、家を守る窯神様等の風習等に見られるように、“伊達文化”の精神が生き続けている。

この地域は、万葉の時代から歌枕として都人の憧れの地となり、さらに西行や、元禄2年（1689年）には松尾芭蕉が訪れ「おくのほそ道」の中で、仙台、松島、登米、一関、平泉、大崎を巡り、滞在し、多くの著名な句を詠んでいる。

これまで、当地域における観光への取組みは、個々の地域で行われてきたが、この地域は東北における拠点・起点としての特性を備えており、今後の東北観光を振興するうえで極めて重要な立地条件のもとにある。

こうしたことから、“伊達文化”を継承する旧仙台藩のエリアの中で、現状において観光連携に意欲的な市町を観光圏域として、自然、歴史、文化等の多様な地域資源を活かし、「伊達」をキーワードに、それぞれの魅力ある地域をつなぎ、長期滞在を促進させるうえで、多様ななかに深みのある旅を提供する『ゆっくり滞在、伊達な時間^{とき}を過ごす旅』をブランド戦略テーマとして掲げ、東北観光を牽引し滞在客を受け入れる力を備えた広域的な観光圏づくりを目指すものである。

【観光圏のブランド戦略テーマ】

『ゆっくり滞在、伊達な時間^{とき}を過ごす旅』

東北のゲートウェイ機能を果たす政令指定都市・仙台市と、世界遺産登録が予定されている平泉町、一関市、奥州市の歴史的・文化的資源を中核としつつ、気仙沼市・登米市・大崎市・松島町・利府町・南三陸町の持つ個性豊かな観光資源を一体のものとして、2泊3日以上滞在可能な広域観光ゾーンを形成し、有機的な連携を図り“伊達文化”を感じていただけるような歴史性や食の提供、プログラム開発、人材育成、基盤整備等の事業を推進することにより、国内外から集客を図っていくことを基本方針とする。

(2) 誘客ターゲット

本地域の固有性を売り込みながら、全ての層に対する滞在促進を図るものとするが、特に、今後、観光客の飛躍的な増加が期待される以下の客層を重点誘客ターゲットとする。

①国内旅客

国内旅客については、関東圏（特に首都圏の女性客）・関西圏・地元客、教育旅行の対象となる小・中・高生、団塊世代、個人客や家族連れ、小人数グループ客（特に長期滞在客）の増加を目指していく。

②訪日・国外旅客

訪日・国外旅客については、東北への来訪実績を踏まえ、外国人観光旅客の約7割を占める東アジアの韓国・台湾・中国・香港や、伸長著しいアセアン諸国、米国、欧州諸国、留学生や在日外国人を重点誘客ターゲットとし、これまでの団体客に加え、今後は個人客や家族連れ、小人数グループ客の増加を目指していく。

③滞在促進地域となる各市町の主なターゲット

各地域の観光資源の内容を踏まえ、滞在促進地域となる各市町の主な誘客ターゲットをイメージするとすれば、次の通りである。

仙 台 市：全ての客層

気仙沼市：中高年層（特に団塊の世代）、教育旅行客、外国人旅行客

登 米 市：教育旅行客、訪日旅行客

大 崎 市：中高年層（特に団塊の世代）、教育旅行客、外国人旅行客

松 島 町：中高年層（特に団塊の世代）、外国人旅行客

南三陸町：中高年層（特に団塊の世代）、教育旅行客

一 関 市：中高年層（特に団塊の世代）、教育旅行客

奥 州 市：教育旅行客

平 泉 町：教育旅行客、外国人旅行客

第2章 観光圏の区域と滞在促進地区の区域

1. 観光圏の区域

「観光圏」とは、「滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするものをいう」（「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第2条」）と定義されている。

自然・歴史・文化などにおける地域間の関係、観光客の行動実態、新たな観光旅行ニーズの創出を踏まえ、また観光客に2泊3日以上滞在していただくための広域的な魅力を勘案して、本観光圏の区域を設定する。

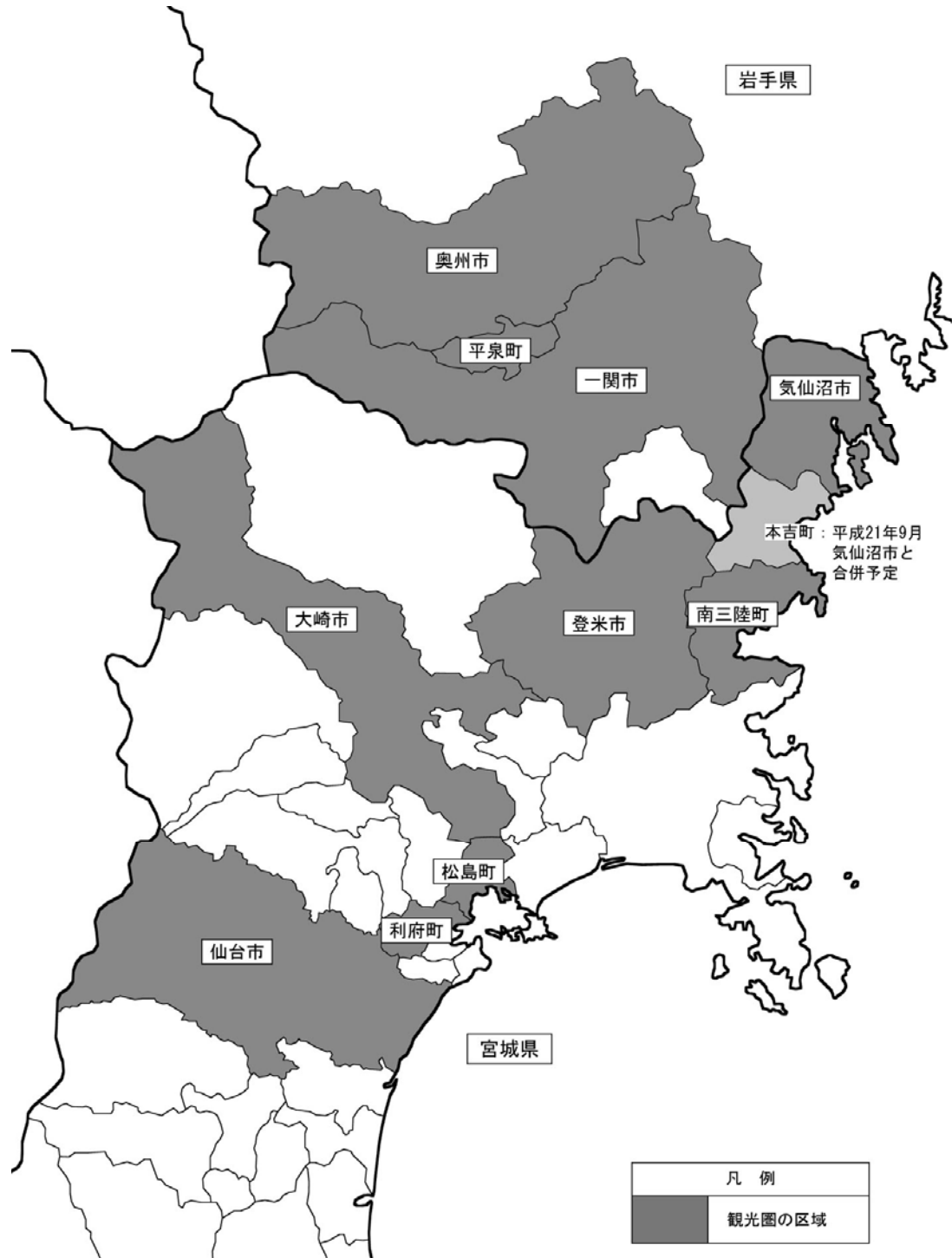
本観光圏を構成する市町は、次の通りである。

県名	市町村名
宮城県	仙台市 気仙沼市 登米市 大崎市 松島町 利府町 南三陸町 (4市3町 計7市町の全域)
岩手県	一関市 奥州市 平泉町 (2市1町 計3市町の全域)
合計	2県 6市4町 計10市町の全域

自然・歴史・文化などにおける地域間の関係、観光客の行動実態、新たな観光旅行ニーズの創出を踏まえ、また観光客に2泊3日以上滞在していただくための広域的な魅力を勘案して、本観光圏の区域を設定する。

なお、本協議会は、平成18年に気仙沼市の呼びかけで始まった、仙台市、気仙沼市、平泉町、松島町の2市2町の取組みに由来するものであり、本年4月の協議会設立時には5市2町、8月には上記6市4町へと構成員を拡大しながら広域観光の推進に取り組んできた。今後も同じ方針の下、重要な観光資源を有する近隣市町村との連携可能性を常に探りながら取組みを進めて行くものである。

観光圏の区域



2. 滞在促進地区の区域

「滞在促進地区」とは、観光圏内において、観光旅客の滞在を促進するため、特に宿泊地の魅力向上に重点的に取り組み、観光旅客の滞在を促進する地区で、宿泊施設が複数集積している地区をベースとして、次の基本条件を満たす区域を滞在促進地区とする。

【滞在促進地区の基本条件】

- ・ 国際観光ホテル法に基づく登録ホテルや旅館、その他の宿泊施設が集積し、安全な宿泊受け入れが可能である。
- ・ 設定した滞在促進を図る事業プログラムを推進する上で、適当な立地にある。
- ・ 宿泊を通じて、本エリア内の文化や体験・交流が期待でき、満足度が高められる。

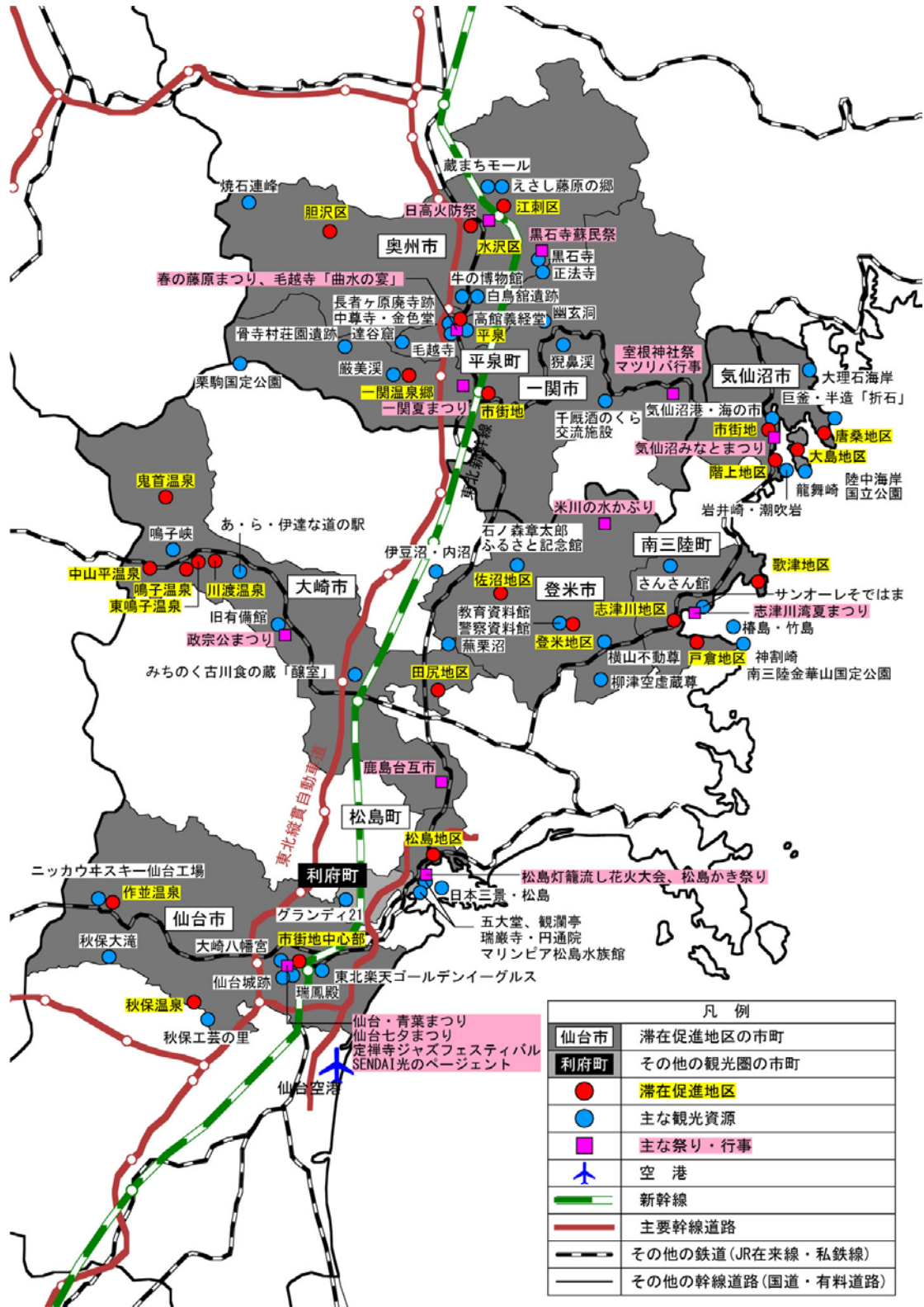
以上の基本条件を踏まえ、本圏域内の滞在促進地区を次の通り設定する。

地区名	所在地	設定理由	宿泊施設数(軒)
仙台市市街地中心部	【青葉区】 中央1～4丁目、花京院1～2丁目、五橋1～2丁目、大町1～2丁目、立町、一番町1～4丁目、国分町1～3丁目 【宮城野区】 榴ヶ岡1～5丁目、新寺1丁目、名掛丁、車丁	東北観光のゲートウェイとなる政令指定都市の仙台は、瑞鳳殿等の名所旧跡をはじめ、都市観光や産業観光、仙台七夕まつり等の集客力のあるイベント等が展開され、宿泊施設も充実している。	59軒
秋保温泉	【太白区秋保町】 湯元字枇杷原・字行澤・字薬師・字木戸保・字上原・字馬乙・湯本字平倉・字除・字湯向・字釜土東・境野字中原・字羽山・馬場字大平	開湯千年の歴史を誇り、かつて伊達藩の湯治場が置かれていた歴史ある温泉地で、仙台の中心部から車で約20分という立地環境に恵まれ、宿泊施設も充実している。	21軒
作並温泉	【青葉区作並】 字元木・字長原・字二橋	秋保温泉とともに仙台の奥座敷として親しまれ、開湯1,200年と伝えられる古湯。広瀬川上流の溪流沿いに立地し、山あいの静けさが魅力。国道48号沿いに宿泊施設が建ち並ぶ。	7軒
気仙沼市市街地	古町1～3丁目、魚町1～3丁目、入沢1丁目、南町2丁目、柏崎、幸町3丁目、港町、仲町2丁目、魚市場前、内の脇2丁目、弁天町1～2丁目、本郷、南郷、新浜町1～2丁目、本浜町2丁目	全国屈指の水揚げを誇る漁港を抱え、特にフカヒシの産地として全国に知られる。「食」のまちを推進しており、宿泊施設も充実している。	23軒
気仙沼市大島地区	横沼、駒形、中山、要害、浅根、長崎、高井、廻館、外畑、大向、浦の浜、磯草、大初平	地区内には、龍舞崎、岩井崎・潮吹岩、巨釜・半造「折石」等の景勝地がある。また、三陸の海洋資源を活かし、大島地区の「島の学校」等、それぞれの地	34軒
気仙沼市階上地区	波路上杉の下・瀬向・岩井崎		13軒

気仙沼市 唐桑地区	唐桑町館・岩井沢・高石浜・明戸・宿浦・馬場・中・小長根・中井・津本・崎浜	区で漁業体験をはじめとする多くの体験メニューが提供されており、民宿もそれぞれの地区に集積している。	17軒
登米市 佐沼地区	迫町佐沼字上舟丁、字西佐沼、字天神前、字下田中、字子金丁、字中江1～5丁目、方字石打坂	ラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼等の貴重な自然環境を有し、登米地区には、「みやぎの明治村」と呼ばれる	10軒
登米市 登米地区	登米町寺池三日町、九日町、桜小路、前舟橋、目子待井、日野渡内の目	レトロな風情ある街並みが残り、グリーンツーリズム等の体験学習が展開されており、宿泊地として適している。	4軒
大崎市 鳴子 温泉郷	【鳴子温泉】 鳴子温泉字湯元・字新屋敷・字河原湯・字車湯・字末沢・字上の原・字末沢西・字入沢	東北の湯治場として名高く、日本国内にある11種の泉質の内、9種がこの温泉郷に存在する。 温泉地としての魅力があり、また近年、温泉を核として、医療や農業等と連携した取り組みが展開されており、宿泊施設も充実している。	97軒 (35軒)
	【東鳴子温泉】 鳴子温泉字赤湯・字鷺ノ巣・字久田・字赤這・字中野・字馬場		(14軒)
	【中山平温泉】 鳴子温泉字星沼		(14軒)
	【川渡温泉】 鳴子温泉字馬場・字要害・字川渡・字築沢・字新町下・字久田		(13軒)
	【鬼首温泉】 鳴子温泉鬼首字轟・字吹上・字本宮原・字宮沢・字蟹沢・字三杉道上・字大清水・字小向原		(21軒)
大崎市 田尻地区	田尻字小塩字ハツ沢・字加護峯山	ラムサール条約登録湿地の蕪栗沼のマガンをはじめとする貴重な自然環境をテーマにしたエコツーリズム、都市と農村の交流を図るグリーンツーリズムが展開され、宿泊地に適している。	2軒
松島町 松島地区	松島字犬田・字仙随・字道珍浜・字東浜・字町内・字三十刈・字小梨屋・字垣ノ内・字湯ノ原・字普賢堂、高城字浜、磯崎字浜、手樽字銭神	日本三景の一つに数えられ、伊達政宗ゆかりの地として、瑞巖寺（国宝）をはじめとする歴史資源や、水族館等の文化施設が立地する国内有数の観光地で、宿泊施設も充実している。	26軒
南三陸町	【志津川地区】 志津川字袖浜・字平貝・字黒崎、入谷字山の神平	リアス式海岸の美しい景観を背景に、海と山に囲まれた南三陸ならではの体験学習が展開され、大型ホテルや民宿が立地している。	13軒
	【戸倉地区】 戸倉字寺浜・字津の宮・字波伝谷・字長清水・字下道・字坂本・字合羽沢・字原		8軒
	【歌津地区】 歌津字泊浜・字田の頭・字大磯・字番所・字大沼・字伊里前・字長柴		8軒

一関市 市街地	駅前、大町、大手町、上大槻街、山目字三反田、青葉町、中央町、三関字桜町	東北新幹線、東北自動車道からのアクセスがよく、「平泉の文化遺産」、巖美溪、狛鼻溪等の観光名所に移動しやすい位置にあり、宿泊施設も集積している。	15 軒
一関市 一関 温泉郷	巖美町祭時国有林内、字南滝ノ上、字下り松、字宝竜	栗駒山を源とする磐井川沿いに立地し、古くから湯治場として親しまれ、また、栗駒国定公園や観光名所の巖美溪等もあり、宿泊地として適している。	5 軒
奥州市 水沢区	東町・中町・三本木・東大通り・東上野町・大手町・寺小路・寺領、字大畑小路、佐倉河字後田・字沼田・字明神堂・字薬師堂	周辺には、奥州藤原氏の歴史を学ぶ「えさし藤原の郷」、蔵まちモール等の観光地があり、また南部鉄器铸件づくり等の体験メニューが提供され、宿泊施設も集積している。	10 軒
奥州市 江刺区	八日町・栄町・南大通り・田原深沢・本町・中町・米里字人首町・伊手字荒谷		21 軒
奥州市 胆沢区	若柳字天沢・字堰袋	日本三大散居集落に数えられる胆沢区では、グリーンツーリズムが展開され、また焼石連峰への登山客も多く、宿泊地として適している。	2 軒
平泉町	平泉字大沢・志羅山・長倉	中尊寺金色堂（国宝）、毛越寺、達谷窟（いずれも世界遺産登録候補）をはじめ、源義経の終焉の地としても全国的に知られ、国内外から大勢の観光客が訪れ、宿泊地として適している。	5 軒
合 計	2 県 6 市 3 町		400 軒

滞在促進地区の区域



第3章 観光圏整備計画の目標

1. 観光圏としてのブランド構築へ向けて

本観光圏は、東北を代表し都市観光が展開される仙台を基点に、世界文化遺産登録をめざす「平泉の文化遺産」をはじめ、日本三景で名高い松島、三陸の海の幸や陸中海岸公園等の海洋資源、栗駒国定公園等の山岳資源、ラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼・蕪栗沼、秋保・作並、鳴子、一関温泉郷等の有力温泉地等、多様であり魅力的な観光資源を有している。

また、この地には、元禄2年（1689年）に松尾芭蕉が訪れ「おくのほそ道」の旅の中で地域の人と語り、句を詠みながら仙台、松島、登米、一関、平泉、大崎を巡り、長期滞在を実現させており、「おくのほそ道」のハイライトを迎えることが可能な地域である。

このような観光圏の特長を活かした観光の取組みを中心として、農林漁業等の基幹産業を活用した体験プログラム等の取組みをさらに魅力的なものへと進化させながら、観光客の滞在を受け入れる力のある観光基盤を整備することにより、「伊達」をキーワードに独自の地域文化に触れ、地域の人と交流し、多様な中に深みのある旅を提供することのできる『ゆっくり滞在、伊達な時間^{とき}を過ごす旅』をテーマとして掲げ、地域としてのブランドを確立する。

2. 数値目標

（1）観光客入込数について

本観光圏では、観光客入込数を計画期間である平成20年から24年の5年間で500万人増やすことを目標とする。目標達成へのロードマップは次の通りとする。

年	H19 (実績値)	H20	H21	H22	H23	H24
入込数 (万人)	4,098.4	4,098.4	4,180.3	4,305.7	4,434.9	4,598.4

（2）宿泊者数について

国の「観光立国推進基本計画」においては、平成22年度において国内観光旅行における1人当たりの年間宿泊数を4泊に伸ばすことを目標としているが、他の地域との出入りのある圏域レベルで同様の数値を算出することは困難であるため、域内における平成19年の宿泊者数実績を基準として、H20年から24年の5年間で約13.4%（※）、約94万人増やすこ

とを目標とする。目標達成へのロードマップは次の通りとする。

年	H19 (実績値)	H20	H21	H22	H23	H24
宿泊者数 (万人)	689.9	689.9	709.6	731.0	755.0	782.6
うち 外国人 宿泊者数	10.2	10.2	10.5	10.8	11.2	11.6

なお、外国人宿泊者については、現在、観光圏内で継続的に外国人観光客宿泊数を把握しているのは仙台市、気仙沼市、大崎市、登米市に限定されているため、上記ロードマップの外国人宿泊者数はこれらの市町分の合計を記入した。今後は、観光圏全体で外国人宿泊者数を状況把握することが求められるため、計画期間中の平成21年度と平成24年度の2回、調査を実施する予定である。

※ 東北運輸局・東北観光推進機構「東北観光基本計画」（平成20年3月）の目標設定の割合を参考とした。

3. 継続的・自立的な活動体制を確立するために

本観光圏の地域資源を活用した観光の推進につとめるとともに、さらに農林漁業等の基幹となる地場産業を活用したニューツーリズムを積極的に推進し、滞在者が飽きずに2泊3日以上ゆっくり滞在していただけるような、滞在プログラムをはじめ、もてなし能力の向上、移動面での対応強化等により、圏域全体としてのビジネスモデルを構築する。

このため、ユーザーから選ばれ、受け皿となり、リピーター作りが可能となる観光まちづくりの主体を育成し、持続可能な活動体制を確立する。

第4章 観光圏整備事業に関すること

裾野が広く経済効果の高い観光振興に向け、観光客入込数の増加、宿泊客数、リピーターの増加を目指し、圏域内の観光資源の魅力を相乗的に高め、誘客・長期滞在促進を図るため、各事業を展開する。

1. 事業推進団体の役割

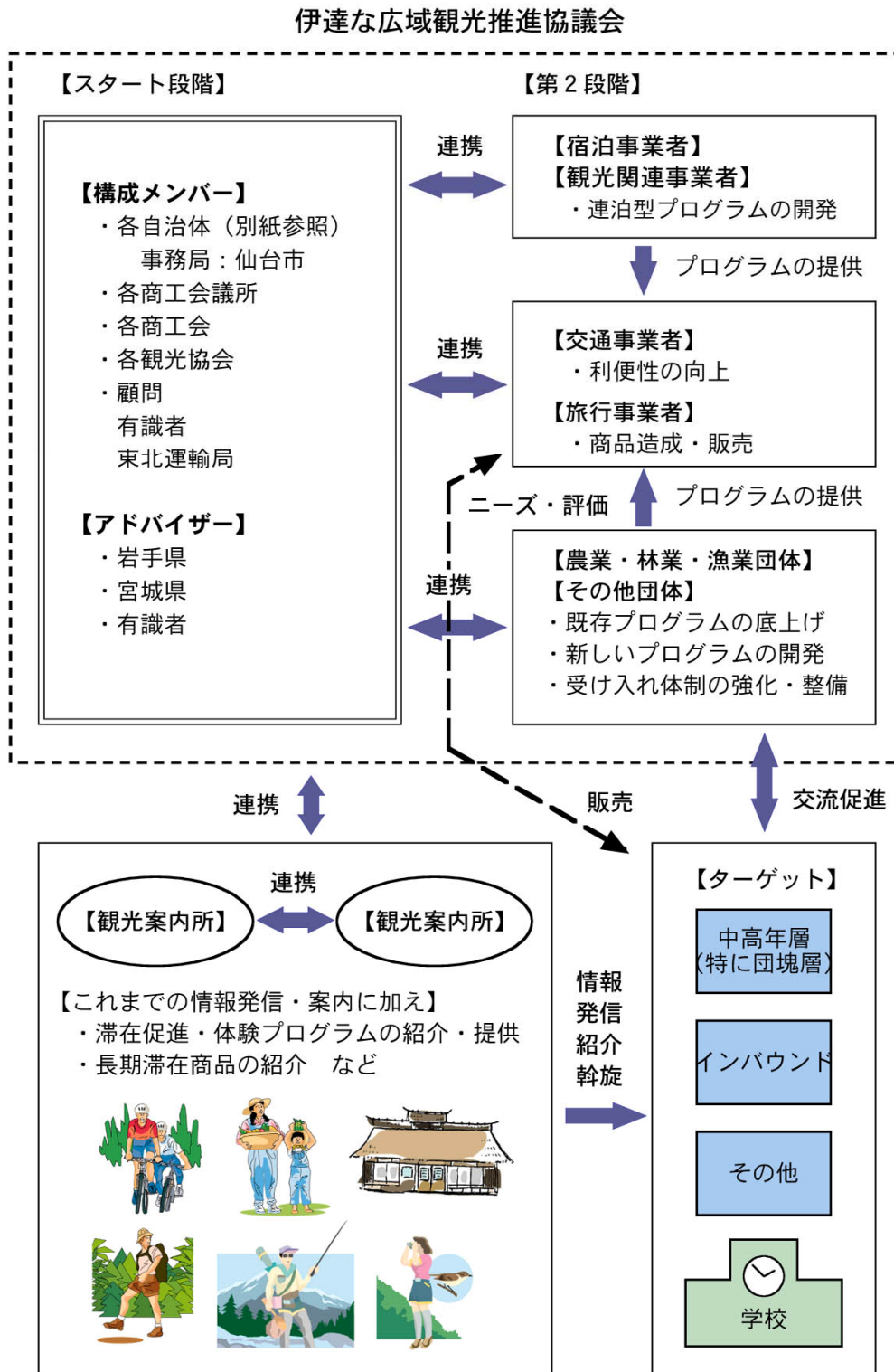
本観光圏事業において、それぞれの主体に期待される役割は、次の通りである。

種 別	役 割
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光圏整備事業だけではなく、地域振興を目的とする国や県の政策との整合性の確認と総合的な視点で観光圏整備事業を推進する。 ・ 自然環境の保全や良好な景観の形成、歴史的街並みの保全・活用、公共交通活性化等の施策、並びに道路・河川・港湾等の社会資本整備事業との連携及び調整を図る。 ・ 地域経済が停滞する中、広範な産業への経済波及効果が期待される観光振興の必要性について認識の普及に努めつつ、地域全体のホスピタリティに対する意識の高揚を図る。 ・ 観光事業者に対して、利用可能な支援制度の情報提供を行うとともに、観光協会や観光事業者、地域住民、NPO団体等との連携を図るコーディネーターの役割を担う。
温泉組合 旅館組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域食材を提供する農業や漁業事業者と一体となって「食」の楽しみを伝える名物メニュー、まち巡りが楽しくなるような泊食分離事業や割引チケット、いろいろな温泉あるいは旅館のお風呂を楽しむ湯巡り制度、個人宿泊客や連泊客も楽しめる様々な体験プログラムがセレクトできる滞在型のオプションプラン等を提供し、宿泊客の満足度向上に努める。
農・林・漁 業団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農・林・漁業体験、郷土料理体験、里の暮らし体験等、現行の体験プログラムを、より満足度が高く忘れられないものとなるようブラッシュアップを図るとともに、ニーズに応じた新たなプログラム開発を行う。 ・ お便りダイレクトメールやふるさと小包等によって、遠くの親戚のような関係づくりを深め、地域を第2のふるさと考えるような固定ファンを獲得する。
旅行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力的な観光資源・食・宿泊に、グリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズム、ヘルスツーリズム等のニューツーリズムの体験メニューを加えた、長期滞在しても飽きない企画商品の造成および販売を行う。

<p>交通事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ安心な交通サービスを恒常的に提供する。また、観光圏へのアクセスや圏域内における観光旅客の周遊や移動を支援し、観光旅客が「不便」に感じる乗り継ぎ等の改善を図り、利便性向上に努める。 ・観光振興に繋がる魅力的な取り組みを観光旅客に提供することによって、話題性をつくり、観光圏の魅力、活力の創出を交通面から促進する。
<p>観光協会・ 観光案内所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者に対して、利用可能な支援制度の情報提供を行うなど支援に努めるとともに、圏域外に対する誘致誘客事業や、広報宣伝・プロモーション事業に取り組む。 ・域内相互の情報交流に努め、観光旅客のニーズに的確に対応する観光案内を行なう。

2. 事業推進団体の連携イメージ

事業推進団体の連携イメージは、以下の通りである。



3. 観光圏整備事業及び実施主体

(1) 事業の概要

本圏域は、栗駒国定公園等の山岳資源、日本三景松島や陸中海岸国立公園等の海洋資源、ラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼、秋保温泉・鳴子温泉郷・一関温泉郷をはじめとする温泉等の豊かな自然資源に加え、世界遺産に暫定登録されている「平泉の文化遺産」をはじめとする藤原氏や伊達氏が遺した文化遺産・伝統工芸・食文化、杜の都・仙台の大都市の魅力等、多様な観光資源を有している。

これらの観光資源を活用した観光の推進に努めつつ、更に農林漁業を活用したグリーンツーリズムやブルーツーリズム、ヘルスツーリズム等のニューツーリズムを推進し、独自の地域文化にふれ、地域の人と交流し、滞在者が飽きずに2泊3日以上ゆっくりと滞在していただくことが可能な、魅力的な滞在プログラムづくりをはじめ、各種事業を展開していくとともに、新たな観光のビジネスモデルを構築することを目指していく。

(2) 事業及び実施主体

それぞれのカテゴリーにおける事業及び実施主体は次の通りである。

(a) 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業

No.	観光圏整備個別事業名	事業概要	実施主体	実施期間
a-1	伊達なグルメ料理 開発推進事業	山や海の豊かな地域食材を活かし、ホテルや旅館の経営者や料理長等が集まり、地産地消型の地域のグルメ料理を開発・提供し、宿泊客の満足度を検証する。	伊達な広域観光 推進協議会 一関温泉郷協 議会 南三陸町観光協 会	平成 20～22 年度
a-2	おおさき伊達なグルメ 料理普及事業	大崎市エリアの料理人を対象として、平成11年から料理コンテストを実施し、新たなメニュー開発に取り組んできた。これまで開発されたメニューのレシピ集を作成し、旅館やホテルにひろめ、おおさき伊達なグルメ料理としての普及を目指す。	鳴子温泉郷観光 協会	平成 21～22 年度
a-3	教育・体験旅行 受け入れ環境整備事業	教育旅行の受け入れ先として、全国から指名されるような観光圏づくりを目指し、近年注目されつつある教育旅行の受け入れ基盤の強化や受け入れ環境を整備する。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 21～22 年度
a-4	オプションツアー造 成による宿泊魅力向上 事業	伊達な時間 ^{とき} を過ごす、ゆっくり滞在プログラム開発事業の結果を踏まえ、滞在促進地区の宿泊施設において、宿泊客が利用できるオプションツアーを商品造成する。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 22～24 年度
a-5	まち歩きを楽しむ 泊食分離事業	宿泊施設と飲食施設が連携して、まち歩きを楽しむ泊食分離事業を実施する。	気仙沼観光コン ベンション協会	平成 21年度

(b) 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業

No.	観光圏整備個別事業名	事業概要	実施主体	実施期間
b-1	既存体験プログラムブラッシュアップ事業	観光圏域で現在実施されている様々な体験プログラムを、来訪者の長期滞在促進の視点から見直し、ブラッシュアップする。	伊達な広域観光推進協議会	平成21～22年度
b-2	伊達な時間を過ごすゆっくり滞在プログラム開発事業	個人・小グループ・ファミリー客、団塊の世代や教育旅行客の長期滞在促進を目指して、滞在型の飽きさせない旅行商品をモデル造成し、観光客の満足度を検証する実証実験を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や癒しをメインにしたもの ・ 農村、漁村、島暮らしをメインにしたもの ・ 地場産業・伝統工芸・伝統芸能体験をメインにしたもの ・ 伊達文化、藤原文化を学ぶことをメインにしたもの（一般向け、シニアサマーカレッジ、地域アカデミー等） ・ 自然鑑賞をメインにしたもの ・ スローライフ、スローフードをメインにしたもの ・ アメリカの学生を誘致する People to People 学生アンバサダープログラムの誘致に向けたもの 等 	伊達な広域観光推進協議会	平成20～24年度
b-3	仙台発日帰りツアー開発事業	仙台を滞在起点にして、日帰りで楽しむことができるモデルルートを開発し、提供する実証実験を行う。	伊達な広域観光推進協議会	平成20～22年度
b-4	伊達な観光圏イベント・プロモーション事業	観光圏のPRを目的として、連携イベントやプロモーション事業を実施する。	伊達な広域観光推進協議会	平成20～24年度
b-5	伊達な観光圏スタンプラリー・割引チケット造成事業	観光圏内の観光施設や宿泊施設、道の駅、観光案内所等におけるスタンプラリーを実施する。	伊達な広域観光推進協議会	平成21～24年度
b-6	鳴子温泉郷湯めぐりスタンプラリー事業	宿泊しなくても旅館と共同湯のお風呂が楽しめる鳴子温泉郷（中山平・鳴子・東鳴子・川渡・鬼首温泉）が行っている「湯めぐり手形」を、更に多くの人に楽しんでもらえるよう、スタンプラリーを実施する。	鳴子温泉郷観光協会	平成21年度
b-7	一関市もち街道普及事業	一関市もち街道推進協議会に加盟する飲食店において、PR事業・ファンづくりの一環として、特別イベントやリピーターを大歓迎するスタンプラリーを実施する。	(社)一関観光協会	平成21年度
b-8	おおさき観光ボランティアスキルアップ事業	鳴子温泉地区の観光ボランティアの知識やガイド能力、ホスピタリティ向上を目指し、研修会・勉強会を開催する。	鳴子温泉郷観光協会	平成21年度

(c) 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業

No.	観光圏整備個別事業名	事業概要	実施主体	実施期間
c-1	タクシー乗務員 接遇コンテスト事業	ホスピタリティ事業の一環として、タクシー乗務員に対する表彰制度を実施し、優良乗務員には、優シールを交付する。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 21~24 年度
c-2	伊達なドラ旅推進 スペシャルキャンパ ーン事業	9月から販売されるドラ旅（高速道路のETC企画割引を活用したドラ割と特典付の宿泊等組み合わせた旅行商品）に併せ、スペシャルキャンペーンを実施する。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 20~21 年度
c-3	観光客に便利なレン タカー検討事業	観光圏域で、相互乗り捨て可能なレンタカーを整備に向けた検討会を行う。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 21~22 年度
c-4	域内各種交通・観光施 設の共通割引チケッ トの造成事業	圏域内における観光客の周遊を活発に促すため、域内各種交通・観光施設の共通割引チケットによる実証実験を行う。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 21 年度
c-5	SENDAI 光のページ ェントを満喫する 「スカイバス仙台」運 行事業	昨年運行した、光のページェントをおもいきり満喫することができるオープントップの「スカイバス仙台」を、今年は秋保温泉・作並温泉の宿泊客に楽しんでもらえる企画として運行する。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 20 年度
c-6	鳴子温泉郷湯めぐり 巡回バス運行事業 (実証実験)	鳴子温泉郷（中山平・鳴子・東鳴子・川渡・鬼首温泉）を周遊することができるよう巡回バスを実証実験として運行し、運行実現に向け結果を考察する。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 22 年度
c-7	仙台・中尊寺間高速バ ス利用者に対する一 ノ関・平泉エリアフリ ー乗車券の割引事業	東北の玄関口である仙台市と世界遺産登録をめざす平泉（中尊寺）とを直接結ぶ高速バス利用者に対し、そのコアゾーンたる平泉と一関のエリア内を自由に周遊できる一日乗車券（一ノ関・平泉エリアフリー乗車券・大人1,000円、小人500円）を半額に割り引いて販売し、圏域内における観光旅客の利便性を向上させ、活性化するとともに、当該乗車券に付された一関市及び平泉町の飲食店やお土産店等の割引クーポンを活用して、観光客のお得感をさらに促し、観光地の魅力をアップさせる。	(社) 一関観光 協会	平成 20 年度
c-8	マップコード入力カ ナビ付レンタカー整備 事業	マップコード入力だけで簡単に目的地が指定できる、レンタカーへの設置を目指しカーナビゲーションのソフト開発や多言語版の整備・導入について調査・検討を行う。	伊達な広域観光 推進協議会	平成 23~24 年度

(d) 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業

No.	観光圏整備個別事業名	事業概要	実施主体	実施期間
d-1	コイン式インターネット端末の整備促進事業	仙台市総合案内所に設置してあるコイン式インターネット端末を利用する観光客が多いことから、観光客が旅先で自由に5カ国の言語対応のインターネットから情報を入手できるように、主要な観光案内所や観光施設等に整備促進を図る。	伊達な広域観光推進協議会	平成 20～21 年度
d-2	伊達な観光圏案内所・まちなか案内所整備事業	東北のゲートウェイとなるJR仙台駅2階に立地する仙台市総合観光案内所を観光圏案内所として整備する。また、各市町のまちなかにおける案内機能を高めるため、まちなか案内所を設置し、共通ロゴマークを表示する。	伊達な広域観光推進協議会	平成 20～22 年度
d-3	伊達な観光圏アフィリエイト型ホームページ作成事業 (日本語版)	圏域内の観光情報や滞在プログラム等をインターネットで発信するとともに、ワンストップ受信機能を果たすようなアフィリエイト・ポータルネット*型のホームページを作成について検討する。 ※ホームページ上に、企業サイトへのリンクやバナー広告を貼り、そこを経由して、購入が確定した場合、その売上に対して、報酬を受け取る仕組み	伊達な広域観光推進協議会	平成 21～23 年度
d-4	伊達な観光圏ガイドブック作成事業 (日・英・韓・簡・繁版)	依然として紙媒体に対するニーズが高いことから、2市2町で整備したガイドブック(仙台市・気仙沼市・松島町・平泉町)をベースに、圏域内の観光情報を発信するガイドブックを作成する。	伊達な広域観光推進協議会	平成 21～22 年度
d-5	伊達な観光圏一人歩きマップ作成事業 (日・英・韓・簡・繁版)	一人旅が安心してできるように、圏域内の見所やお薦めグルメ店、案内所等が記載された域内マップを作成する。	伊達な広域観光推進協議会	平成 20～22 年度
d-6	多言語併記観光案内サイン整備事業	観光圏域内の統一を目指し、誘導・案内サイン等の多言語併記のあり方やデザイン検討を行う。 また、鳴子地区においては、設置必要箇所の調査も併せて実施し、誘導・案内サインを設置する。	伊達な広域観光推進協議会 鳴子温泉郷観光協会	平成 21～24 年度
d-7	伊達なコンシェルジュ人材育成事業	観光案内所スタッフに対する学習会を開催すると共に、地域・エリア内検定を実施し、「伊達なコンシェルジュ」として認定する。	伊達な広域観光推進協議会	平成 20～24 年度

(e) その他の事業

No.	観光圏整備個別事業名	事業概要	実施主体	実施期間
e-1	旅行エージェントや旅行雑誌社を対象としたファミトリップ（下見）事業	国内外の旅行エージェントや旅行雑誌社を対象としたファミトリップを実施し、商品造成や現地雑誌への掲載を図る。	伊達な広域観光推進協議会	平成 21～23 年度
e-2	伊達な観光圏ニーズ・満足度調査	観光圏域の観光客・宿泊客に対する満足度や、期待するニーズについて調査を行う。	伊達な広域観光推進協議会	平成 20～24 年度
e-3	多言語表記化促進事業	インバウンド客が安心して訪れることができる観光圏づくりを目指し、宿泊施設・飲食施設・観光施設の多言語表記化や、外国語を話すことができなくても簡単な対応ができる指さしカード等を整備する。	(財)仙台観光コンベンション協会 鳴子温泉郷観光協会 登米市観光物産協会	平成 21～24 年度
e-4	マイレージ新ポイント制度利用による地域振興事業	圏域内に JAL、ANA のマイレージポイントカードが利用できる加盟店（宿泊施設や観光施設、商業施設等）の拡大を図るための説明会を行う。	伊達な広域観光推進協議会	平成 21～22 年度
e-5	手ぶらで観光サポート事業	到着後、すぐに観光に出発できるように、ホテルまでの配送有料サービスの実証実験を行う。	伊達な広域観光推進協議会	平成 20 年度
e-6	語り部タクシー整備事業	(社)平泉観光協会が実施している、タクシー乗務員がガイドを行う「語り部タクシー」の事業を規範にしながら、水平展開を図る。	伊達な広域観光推進協議会	平成 21～22 年度
e-7	人力車タクシー運行事業	気仙沼市風待ち地区に、空き店舗等を利用した人力車タクシーステーションを設置し、人力車の展示・記念撮影を行うほか、内湾エリアにおける有料運行の実証実験を行う。	気仙沼観光コンベンション協会	平成 21～22 年度
e-8	教育旅行受け入れ民泊農・林・漁家意識啓発事業	教育旅行の受け入れ促進を目指し、近年注目されつつある、民泊事業者や農・林・漁業者に対し、セミナーを開催する等の普及啓発を行う。	南三陸町観光協会	平成 20～21 年度

第5章 計画期間等

1. 計画期間

本計画の期間は、急速に変化する観光を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、平成 20 年度から 24 年度までの5年間とする。

なお、計画策定後は、この進捗状況の把握に努めるとともに、想定外の変化にも的確な対応を求められることから、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

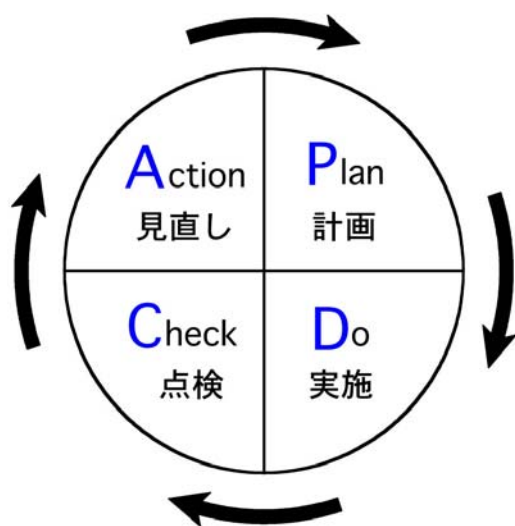
2. 計画内容の見直しの手順

本観光圏整備計画については、観光旅客の反応や評価に応じて、観光旅客に満足してもらえるよう、柔軟に計画を見直す必要が生じる場合もある。

そのような場合は、勘や経験に頼るだけではなく、来訪者ニーズを踏まえつつ、提供する観光サービス、滞在プログラムの品質向上にむけて、見直し改善ができるよう、PDCA サイクル*を活用して、計画のマネジメントを行っていく。

*PDCAサイクル

PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検）→ACTION（見直し）→PLAN（計画）……の手順で循環的に繰り返し、継続的に改善、品質向上を行うマネジメントの手法



PDCAサイクルを回しながら、計画の実効性や、観光旅客の満足度を高めていく

Plan《計画》:

協議会が施策・目標・事業スキームを決め、行政、観光協会、商工会、旅行事業者、交通事業者、旅館組合、観光事業者等が、それを達成するための個別の事業・時期・事業費等、誰が、いつ、何を、どのようにして行うかを具体的に計画する。

Do《実施》:

観光協会、旅行事業者、交通事業者、旅館組合、観光事業者、農林漁業等の各種団体、NPO等が事業計画に従って実施する、

Check《点検》:

観光旅客やモニター客の評価を受け、協議会、行政、旅行事業者等が、計画と達成結果を比較・検証する。

Action《見直し》:

協議会総会（年一回以上開催）の場において、Checkの結果を受け、協議会全体として達成できなかった原因を究明し、改善すべきことを見直し、次の計画に反映する。

第6章 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

1. 既存計画との連携について

本計画は、「伊達」をキーワードに、それぞれの魅力ある地域をつなぎ、長期滞在を促進させるうえで、多様ななかみのある旅を提供することを目指すものである。その策定においては、本圏域内において別途策定・実施されている各種計画・施策を視野に入れ、本計画との相乗効果が見込める既存の計画等と互いに連携し、相乗効果を得られることを目指している。

2. 圏域内での移動の円滑化が見込める計画等

圏域内では、二次交通の強化が見込める次のような計画が実施されている。これら計画に対しては、圏域内の移動に要する時間を短縮し、観光資源や滞在促進地域同士を有機的に結び付ける効果が見込めるため、本計画においては滞在促進地域の魅力強化や相互情報提供に努めることで光旅客の圏域内の移動に務め、相乗効果の獲得を目指す。

(1) 仙台北部道路【国土交通省】

国道4号線と東北縦貫自動車道路および三陸縦貫自動車道路を結節するこの自動車専用道路の計画では、東北縦貫自動車道沿いに広がる「平泉の文化遺産」群と三陸縦貫自動車道沿いの松島が従来よりも短縮したルートで結節される。

世界遺産候補と日本三景が結節される意義は大きく、特に外国人観光客に対して大きなアピールポイントとなることが期待される。このため本計画においては更なる相乗効果を獲得するため、事業 d-6（多言語併記観光案内サイン整備事業）や e-3（他言語表記化促進事業）において、周囲の観光サインや外国語対応に対する取り組みを予定している。

(2) 登米志津川道路【国土交通省】

三陸縦貫自動車道路の一部として志津川IC（仮）と登米IC（仮）を結節するこの自動車専用道路の計画では、滞在促進地区である登米地区や志津川地区の近傍にインターチェンジが設置される予定となっている。

どちらの地区も、民泊の充実による体験型観光メニューの強化を通して教育旅行等の需要を呼び込むことを目指しており、本計画の事業 e-8（教育旅行受け入れ民泊農・林・漁家意識啓発事業）において協調した取り組みを行いつつ相乗効果の獲得を目指している。

（３）桃生登米道路【国土交通省】

三陸縦貫自動車道を延伸し登米 IC（仮）を設置するこの自動車専用道路の計画は、上記（２）登米志津川道路が効果を発揮する上で不可欠である。

（４）本吉気仙沼道路【国土交通省】

この自動車専用道路の計画は、三陸縦貫自動車道の一部として国道45号から大谷 IC（仮）を経て、気仙沼 IC（仮）までを整備するものである。この計画により国道45号線の交通混雑の緩和が期待されており、その区域には滞在促進地区である階上地域が含まれる。このため、階上地区において観光旅客の滞在時間の延長が期待されており、事業 b-2（伊達な時間を過ごす、ゆっくり滞在プログラム）において滞在プログラムの強化に取り組むこととしている。

3. 観光資源の魅力向上が見込める計画等

圏域内の観光資源について、魅力の向上が見込める次のような計画が実施されている。これら計画が実施されることで、ターゲット層に対する訴求効果が見込めるため、本計画においてはPRの強化に努めることで、観光圏のブランド力向上に務め、相乗効果の獲得を目指す。

（１）名取川直轄総合水系環境整備事業（広瀬川）【国土交通省】

この計画は、仙台市の観光資源であり、イベントの会場としても使用される広瀬川について、河川内公園・アクセス路等のバリアフリー化や水辺にふれあえる空間整備を行なうものである。

広瀬川は都市内清流として、仙台のブランド力である「杜の都」イメージのひとつの源泉となっており、この計画によって磨かれた広瀬川の魅力ブランド力強化につなげるPR活動を行なうことを予定している。

（２）子ども農山漁村交流プロジェクト【農林水産省、文部科学省、総務省】

この計画は、小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進するものであり、本圏域から南三陸町が受入モデル地域に指定された。今後、先進事例を参考とした研修や、人材育成も含めた受入体制の整備・強化、実際の受入を想定したモデルツアーの実施といった事業が予定されており、ノウハウの蓄積、地域リーダーの登場が期待されている。

本計画においては、事業 e-8（教育旅行受け入れ民泊農・林・漁家意識啓発事業）を通じてノウハウの共有や地域リーダーによる啓蒙活動を支援し、観光圏のブランド力を向上させることを目指している。

(3)「松島」を再発見する観光計画【宮城県】

この計画は地域再生法に基づく地域再生計画として策定され、松島港の港湾施設のバリアフリー化や、観光船・ヨット等の大型化による航行の安全を確保するため、航路等の増深を行なうこととしている。

松島は日本三景のひとつとして、本観光圏内でも重要な観光資源であり、この計画によって磨かれた松島の魅力をブランド力強化につなげるPR活動を行なうことを予定している。

第7章 協議会に関する資料等

1. 「伊達な広域観光推進協議会」協議会設立趣意書

伊達な広域観光推進協議会は、県境を超えた地域連携の視点から新たな観光ネットワークの構築を図り、相乗的に地域の魅力を高めていくため、平成20年4月18日に設立された。以下に、設立趣意書を引用する。

「伊達な広域観光推進協議会」

設 立 趣 意 書

少子高齢社会の到来にともない、交流人口の増加による地域の活性化は、重要な地域課題となっています。

この点、観光は、旅行業や宿泊業のみならず、広範な業種への経済波及効果が期待されるものであり、21世紀において交流人口の増加をもたらす基幹産業といえるものです。

しかしながら、各自治体毎に観光の振興に取り組むのでは、県境を意識せずに周遊する観光客の行動実態に即応するものとはいえないことから、垣根を超えた広域的なネットワークをいかに構築するかが課題となっています。

このため、気仙沼市、仙台市、平泉町、松島町の二市二町では、平成17年11月25日に松島町で開催したシンポジウムにおいて、地域や県境を越えた広域の観光推進に取り組むとの共同宣言を行い、課題の整理や具体策の検討、情報発信の強化や合同の観光物産展の開催、などに取り組んできました。

折しも、平泉の世界遺産登録を目前に控え、こうした取組の広がりは、国内外からの観光客誘致への大きな弾みとして、また東北全体の観光振興にとって大きな推進の契機になるものと考えています。

特に、ゲートウェイである仙台市の都市機能、松島町の景観、気仙沼市の豊かな食文化、平泉町の歴史・文化等に加え、温泉宿泊地や山間部の四季の魅力などを結びつけ、東北の中心に、さらなる滞在・周遊効果を拡大する「観光圏」を形成することが切に望まれます。

以上のことから、環「仙台ー平泉」という、県境を超えた地域連携の視点から新たな観光ネットワークの構築を図り、相乗的に地域の魅力を高めていくため、ここにあらたな協議会の設立を発起する次第であります。

2. 協議会規約

協議会規約は以下の通りである。

伊達な広域観光推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、伊達な広域観光推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域や県境を越えた連携を強め、観光地の魅力の向上と観光需要の増大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広域観光ルートの形成に関する事業
- (2) 観光客誘致宣伝事業や観光客受け入れに関する事業
- (3) その他、協議会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、参加する地方自治体の長、商工関係団体の代表、観光関係団体の代表、その他民間団体の代表等により構成する。

2 協議会は、本協議会の趣旨に賛同し、その活動に協力する団体を、賛助会員として加入させることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の事業及び財務を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は協議会の運営に対し、助言を行う。

3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び作業部会とする。

2 会議には必要に応じ顧問の出席を求めることができる。

(総会)

第9条 総会の開催は年1回以上とする。

2 総会の招集は会長が行い、会長が議長となる。

3 総会は、次の事項を審議実行する。

(1) 規約の改廃に関する事項

(2) 会員の新規参加に関する事項

(3) 事業計画に関する事項

(4) 予算及び決算に関する事項

(5) 顧問の選任に関する事項

(6) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(協議結果の取り扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(作業部会)

第11条 協議会の事業を円滑に推進するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、会員団体の実務担当者等をもって構成する。

3 作業部会は、会長の指名によりアドバイザーを置くことができる。

4 作業部会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

5 作業部会は、必要に応じ事務局が招集する。

(事務局)

第12条 協議会は、事務局を仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市観光交流課内に置く。

(観光圏整備事業費補助事業に係る代表者)

第13条 総会の決定に基づき観光圏整備事業費補助事業の業務を執行するために、代表者を置く。

2 前項の代表者は、構成員の中から別に定め、観光圏整備事業費補助事業の代表者とする。

(観光圏整備事業費補助事業に係る監査等)

第14条 事務局は、毎事業年度終了後、観光圏整備事業費補助事業の代表者に対し、当該補助事業に関する監査を実施しなければならない。

2 事務局は、監査終了後において、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

(経費)

第15条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金は、総会において協議のうえ、その額を決定する。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会設立の日より施行する。

2 この規約の失効時に協議会に属する財産の処分については、予め総会でこれを定める。

3 この規約の改正は、平成20年8月28日より施行する。

3. 協議会会員名簿

伊達な広域観光推進協議会の名簿は以下の通りである。

伊達な広域観光推進協議会名簿

(平成20年8月28日現在)

	所属	役職	氏名
顧問	(株) ジェイティービー	常務取締役	清水 慎一
顧問	国土交通省東北運輸局	局長	木場 宣行
会長	仙台市	市長	梅原 克彦
副会長	気仙沼市	市長	鈴木 昇
会員	一関市	市長	浅井 東兵衛
会員	奥州市	市長	相原 正明
会員	大崎市	市長	伊藤 康志
会員	登米市	市長	布施 孝尚
会員	平泉町	町長	高橋 一男
会員	松島町	町長	大橋 健男
会員	南三陸町	町長	佐藤 仁
賛助会員	利府町	町長	鈴木 勝雄
会員	(社)一関観光協会	会長	阿部 興紀
監事	(社)水沢観光協会	会長	佐々木 隆男
監事	鳴子温泉郷観光協会	会長	高橋 宣安
会員	気仙沼観光コンベンション協会	会長	斉藤 徹
会員	(財)仙台観光コンベンション協会	会長	丸森 仲吾
会員	登米市観光物産協会	会長	高橋 俊幸
会員	(社)平泉観光協会	会長	小野寺 邦夫
会員	(社)松島観光協会	会長	佐藤 久一郎
会員	南三陸町観光協会	会長	阿部 隆二郎
会員	一関商工会議所	会頭	宇部 貞宏
会員	水沢商工会議所	会頭	千葉 龍二郎
会員	古川商工会議所	会頭	松本 信輔
会員	気仙沼商工会議所	会頭	臼井 賢志
会員	仙台商工会議所	会頭	丸森 仲吾
会員	みやぎ北上商工会	会長	日下 公
会員	平泉商工会	会長	千葉 庄悦
会員	松島町商工会	会長	石川 三千孝
会員	南三陸商工会	会長	須藤 弥代治

4. 協議経過

伊達な広域観光推進協議会の作業部会の中で、行政関係者、宿泊施設、観光施設、交通事業者、旅行会社観光圏整備計画に関する打合せやヒアリング等を行い、計画内容についての協議を重ねてきた。会議の開催状況は以下の通りである。(なお以下のほか、構成自治体において、それぞれエリア内の事業者への説明、打合せ等を随時実施している)

(1) 関係課長会議

- ① 日時・場所 6月13日(金) 仙台市役所農業委員会室
- ② 内容 経過報告、事業の概要、今後の進め方等
- ③ 出席者 仙台市、気仙沼市、大崎市、一関市、奥州市、松島町、平泉町、登米市、国土交通省東北運輸局ほか

(2) 観光圏整備計画に関する関係者への説明会(北部地区)

- ① 日時・場所 7月9日(水) 一関武道館
- ② 内容 概要説明、自治体及び事業者へのヒアリング等
- ③ 出席者 仙台市、一関市、奥州市、気仙沼市、平泉町、南三陸町、国土交通省東北運輸局ほか

(3) 観光圏整備計画に関する関係者への説明会(南部地区)

- ① 日時・場所 7月10日(木) 仙台市役所第2委員会室
- ② 内容 概要説明、自治体及び事業者へのヒアリング等
- ③ 出席者 仙台市、大崎市、松島町、登米市、仙台観光コンベンション協会、秋保温泉旅館組合、作並温泉旅館組合、宮城県バス協会、仙台市内バス事業者3社、国土交通省東北運輸局ほか

(4) 観光圏整備計画に関する鳴子温泉観光協会との打合せ会

- ① 日時・場所 8月1日(金) 大崎市役所鳴子総合支所大会議室
- ② 内容 概要説明及び整備計画案の概要説明、事業実施に向けた協力要請、意見交換等
- ③ 出席者 鳴子温泉郷観光協会、大崎市、仙台市ほか

(5) 観光圏整備計画に関する仙台市内旅館組合との打合せ会

- ① 日時・場所 8月6日(水) 仙台市役所教育局第1会議室
- ② 内容 概要説明及び整備計画案の素案説明、事業実施に向けた協力要請、意見交換等
- ③ 出席者 秋保温泉旅館組合、作並温泉旅館組合、仙台市ほか

(6) 観光圏整備計画に関する松島観光協会との打合せ会

- ① 日時・場所 8月12日(火) 松島中央公民館会議室
- ② 内容 概要説明及び整備計画案の素案説明、事業実施に向けた協力要請、意見交換等
- ③ 出席者 松島観光協会役員13名(宿泊施設9、交通事業者・観光施設等4)、松島町商工会3名、松島町、仙台市ほか

(7) 関係課長会議

- ① 日時・場所 平成20年8月22日(金) 仙台市役所第5委員会室
- ② 内容 会員の加入について、観光圏整備計画(案)について等
- ③ 出席者 仙台市、気仙沼市、大崎市、一関市、奥州市、松島町、平泉町、登米市、南三陸町、仙台観光コンベンション協会、国土交通省東北運輸局ほか

(8) 協議会総会

- ① 日時・場所 平成20年8月28日(木) ホテル仙台プラザ「松島」
- ② 内容 規約の改正について、会員の加入について、観光圏整備計画(案)及び観光圏整備実施計画(案)について、平成20年度補正予算について
- ③ 出席者 協議会会員ほか

第8章 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映内容

1. 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置

本計画の決定に際して、住民その他利害関係者の意見を幅広く求め計画に反映させることにより、計画をより実効性のあるものとするため、計画の案を示してパブリックコメントの募集を行なう。応募された意見については、意見の反映結果およびその理由を記載する。

集計に関する事務を効率化し計画への適切な意見反映を行なうため、パブリックコメントの募集は協議会事務局において行なうものとし、各会員はパブリックコメント募集の周知に協力するものとする。

2. 措置手順

パブリックコメントについて、以下の日程・内容により実施した。

(1) 実施期間 8月19日(火)～25日(月)

(2) 実施内容

- ① 仙台市ウェブサイト上にパブリックコメント募集告知を掲載。郵送、FAX または電子メール、FAX にて意見を募集
(『「伊達な広域観光圏整備計画」(案) へのご意見を伺います』)
- ② 各会員自治体においても、仙台市公式ウェブサイト上でパブリックコメント募集を行っている旨の周知を実施

3. 応募意見と計画への反映状況

パブリックコメント募集の結果、以下の意見が寄せられた。このことに対する計画の反映状況は次の通りである。

意見(抄)	対応
P.22の計画の目標設定についての記述中、松尾芭蕉が「おくのほそ道」の旅の中で、この地を訪れ、長期滞在を実現させた地域であることに触れているが、このことは、当観光圏で滞在促進を図るための物語性があるキーワードであると考えられるため、計画の「テーマ・基本方針」のあたりにも、松尾芭蕉が訪れた地であることを記述すべきである。	P.15の「テーマ・基本方針」において、当エリアのテーマ設定に関わる歴史的背景の説明の一つとして、当エリアの多くが芭蕉の訪れている地域であることについての記述を追加する。